# 霧島山地地域広域捕獲事業実施計画(ニホンジカ)(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

作成主体: 宮崎県, 鹿児島県

# 1 計画作成の背景及び目的等

霧島山地地域は、宮崎県西部から鹿児島県北東部に位置し、両県境に広がる火山群とその周辺地域から構成されている。標高が 1,700mに達するため、暖帯林から冷温帯林にかけて変化に富んだ林相となっており、キリシマエビネ、ミヤマキリシマ等のように霧島にちなんだ種名の植物や霧島地域の固有種であるノカイドウ、キリシマミツバツツジ等の希少種も多い地域である。一方、ニホンジカによる樹木の剥皮、広範囲にわたる林床植生への採食圧に伴う地面の露出による土壌の流失、森林の更新の停滞、ニホンジカの嗜好植物が消失し、非嗜好植物が優占することによる植生の単純化等の生態系、農林業等への影響が生じている。

宮崎県が令和4年度から6年度にかけて霧島山地地域で実施した糞粒法による生息密度調査の結果,ニホンジカの生息密度は,皇子峡周辺は平均値で23.7頭/km2,硫黄山周辺は平均値で107.8頭/km2であり,継続して個体数が多い状況となっている。また,当該地域のニホンジカによる植生被害は深刻であり,周辺の市町ではシカによる農業被害も広域にわたり発生している。

また、鹿児島県が令和6年度に実施したニホンジカの生息調査の結果、国 見霧島山地の推定個体数は平均値で3,720頭、生息密度は8.2頭/km2(3か 年移動平均)で、今後とも希少な植物の保護を図り、生態系を保全するため には引き続き、継続して捕獲圧をかける必要がある。

このことから、霧島山地地域では、宮崎県と鹿児島県の両県が連携を図りながら、指定管理鳥獣捕獲等事業によるニホンジカの広域捕獲に取り組み、 捕獲を強化することが必要である。

(注)連携協議会に参加する各都道府県の第二種特定鳥獣管理計画の目標達成に向けた取組の1つとして、当該協議会を設立し、本計画の作成に取り組むこととした背景、当該計画における目的等について記載する。

#### 2 対象とする指定管理鳥獣の種類

ニホンジカ

# 3 捕獲等の実施区域

実施区域名	住所等	概況	選定理由・目的	他法令等
宮崎県県	小林市	標高 350~1,700m ほ	当該地域はニホンジカ	鳥獣保護管
西地域	えびの市	ど。	の生息密度が継続して	理法(国指
	高原町	霧島鳥獣保護区内はほ	高い状況である。また、	定霧島鳥獣
	都城市	とんどが火山地であ	当該区域の周辺の農作	保護区(特
		る。	物への被害が高いこと	別保護地区
		本県の固有種であるノ	や林内の下層植生、希	除く),県
		カイドウやキリシマミ	少野生植物への食害が	指定平成の
		ツバツツジ等の希少植	深刻な状況であるた	森鳥獣保護
		物も多い区域である。	め、捕獲を強化する必	区,県指定
		捕獲場所までのアクセ	要がある。	ひなもり台
		スは、県道1号線を始		特定猟具使
		め、各種公道が通じて		用禁止区
		いるほか、登山道も整		域),自然
		備されている。		公園法(霧
				島錦江湾国
				立公園),
				森林法(国
				有林)
鹿児島県	霧島市	標高 1,700m の韓国岳	当該区域は高標高域で	鳥獣保護管
姶良伊佐	湧水町	をはじめ, 1,000m 前後	捕獲困難地が多く、十	理法(国指
地域		の山岳が多く存在す	分な捕獲が行われにく	定霧島鳥獣
		る。	いことから、ニホンジ	保護区, 県
		本県の県花であるミヤ	カの生息密度が高い地	指定霧島鳥
		マキリシマをはじめ,	域である。	獣保護区,
		ノカイドウやキリシマ	また, 当該区域は霧島	栗野岳鳥獣
		ミツバツツジ等の希少	錦江湾国立公園区域が	保護区)
		植物も多い。	含まれており、希少野	自然公園法
		捕獲区域までのアクセ	生植物が生育してお	(霧島錦江
		スは,県道1号線や104	り、シカの食害による	湾国立公
		号線等の各種公道が通	下層植生の被害も確認	園),森林
		じており,登山道や林	されていることから,	法(国有林)
		道も整備されている。	森林生態系への影響が	
			懸念される。	

- (注) 1 実施区域名欄には、実施区域の名称を記載する。
  - 2 住所等欄には、都道府県名、市町村名及び地名等を記載する。
  - 3 概況欄には、捕獲コストの要因も分かるよう、事業実施場所の環境(地形、標高、植生、 気象条件、土地利用状況、林道の整備状況)、アクセス性(捕獲場所までの移動方法、所要 時間)、事業実施の際の宿泊の必要性等を記載する。

- 4 選定理由欄には、当該計画を作成するに当たり行った調査結果や既存の捕獲等の実施状況 等を踏まえ、当該区域を選定した理由として、捕獲等によって目指す地域の状態(被害や密 度等の状況)や、そこで実施する必要性や効果等を記載すること。
- 5 他法令等欄には、国・都道府県指定鳥獣保護区、国立・国定公園、国有林、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(以下「鳥獣被害防止特措法」という。)に定める被害止計画の対象地域、国や市町村による捕獲事業の実施区域等、事前の調整や協議等が必要な地域と重複する場合においては、その名称を記載する。
- 6 実施区域の全体を示す地形図等の図面を添付する。

## 4 目標

実施区域	目標	備考
宮崎県県西地	生息密度を保護地域5頭/㎢、それ	
域	以外の地域2頭/km²とするため、捕	
	獲目標 77 頭	
鹿児島県姶良	生息密度を保護地域5頭/k㎡, それ	
伊佐地域	以外の地域2頭/km²とするため、捕	
	獲目標 80 頭	

(注)連携協議会に参加する各都道府県の第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を考慮・勘案し、広域捕獲計画の目標として、実施区域毎の被害や密度・分布域等に関する目標及びそのために必要な捕獲数等の具体的な数値等を記載する。なお、5に掲げる捕獲等の対応別の捕獲数目標についても備考欄に記載する。

## 5 目標の達成に向けた捕獲等の対応

#### ○宮崎県(県西地域)

宮崎県による指定管理鳥獣捕獲等事業(効果的捕獲促進事業(広域連携タイプ)による捕獲。わな猟(くくりわな)によるものとする。ただし、銃器による止めさしは可能とする。捕獲効率を高めるため、誘引餌(ヘイキューブなど)を活用する。

#### ○鹿児島県(姶良伊佐地域)

鹿児島県による指定管理鳥獣捕獲等事業(効果的捕獲促進事業(広域連携 タイプ)による捕獲。

捕獲は、銃猟(誘引捕獲等)及びわな猟(くくりわな等)とし、状況に応じて止め刺しの際に銃器を用いる。

(注) 1 本計画の目標に向けた捕獲等をどのように実施するのか記載する。(連携協議会による捕獲(許可捕獲)や、各都道府県における許可捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業、狩猟などの区分を記載する。また、なぜその対応としたのか、対応が複数にな

る場合はすみ分け方法についても記載する。)

2 都府県が事業実施主体となり効果的捕獲促進事業における広域連携タイプと他の 捕獲事業を組み合わせて広域捕獲を実施する場合、その概要、広域連携捕獲として の妥当性等を記載する。

## 6 捕獲の実施期間

実施区域名	実施期間
宮崎県県西地域	令和7年11月1日~令和8年3月31日
鹿児島県姶良伊佐地域	令和7年11月1日~令和8年3月31日

# 7 捕獲等の内容

# (1) 捕獲の方法等

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模	搬出・処分方法
宮崎県県西地域	<ul><li>わな猟(くくりわな・</li></ul>	・捕獲業務を受託し	豚熱ウイルス蔓
	誘引捕獲)	た事業者と調整の	延防止を考慮
	・銃猟 (※止めさしのみ)	上,決定する。	し、関係機関と
			協議の上、適切
			な方法で埋設等
			を実施する。
鹿児島県姶良伊佐地	・銃猟 (誘引捕獲)	• 銃猟 (誘引捕獲)	土地所有者と協
域	・わな猟 (くくりわな)	10 回程度(想定)	議の上,対応す
	・埋却及び自家消費によ	・くくりわな	る。
	り適切に処分する。	約 4,860 基日(想	
	銃を使用する場合は、捕	定)	
	獲個体を全て回収し、捕		
	獲個体の適切な埋設処理		
	や自家消費することによ		
	り鳥類の鉛中毒の防止を		
	図る。		

- (注) 1 広域捕獲計画の作成段階で記載可能な範囲で簡潔で記載する。なお、受託者との調整の上で決定する場合においては、現時点で記載可能な事項や想定する内容を記載する。
  - 2 使用する猟法は、銃猟 (誘引捕獲、忍び猟、巻狩り等)、わな猟 (くくりわな、 箱わな、囲いわな等)、網猟等の別について記載する。
  - 3 銃猟にあっては非鉛製銃弾を使用する旨を記載する。ただし、非鉛製銃弾を使用できない場合は、鳥類の鉛中毒を防止するための具体的な措置を記載すること。
  - 4 捕獲等の規模は、日数、人数、人工数、回数、わなの設置数等により目安を記載 する。
  - 5 効果的捕獲促進事業のうち広域連携タイプと他の事業を組み合わせて広域連携捕

獲を実施する場合にあっては、広域連携の全体が分かるよう、他の事業の内容も含め記載すること。

# (2) 実施体制

○宮崎県県西地域

• 事業実施主体: 宮崎県

• 実施形態:委託

・委託業務の範囲:ニホンジカの捕獲(捕獲に付随する事項を含む),捕獲

個体の搬出・処分

•委託先:認定鳥獣捕獲等事業者等

○鹿児島県姶良伊佐地域

• 事業実施主体: 鹿児島県

• 実施形態:委託

・委託業務の範囲:ニホンジカの捕獲(捕獲に付随する事項を含む),捕獲

個体の搬出・処分

•委託先:認定鳥獣捕獲等事業者

(注)協議会が事業の実施主体となる場合、連携協議会名を記載する。また、隣接する都府県が連携して広域連携捕獲を実施する場合、関係する都府県名等を記載する。さらに、捕獲等の作業を直営で行うか委託するかを記載し、委託する場合は、委託の業務範囲と、想定される委託先(認定鳥獣捕獲等事業者への委託を想定等)を記載する。結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備する場合や、大学・研究機関及び鳥獣の研究者等の専門家との連携をする場合はその旨を記載する。

#### 8 効率的・効果的実施に向けた工夫

- ・前年度の事業実施区域における捕獲効率等の捕獲実績情報を提示するほか、 周辺区域の有害捕獲等の情報などについて、両県及び捕獲事業者と共有する ことにより、効果的な捕獲に務める。
- ・捕獲技術や方法について、両県で情報共有し、効果的な捕獲に務める。
- (注) 効率的・効果的に捕獲等を実施するための、捕獲場所や時期、方法、捕獲者選定における工夫点を記載する。

## 9 実施効果の測定・評価方法

## (宮崎県)

- ・ 糞粒調査による生息密度の推定
- ・森林被害地調査及び農林作物被害額の収集による、被害状況の評価
- ・上記のデータに加え、捕獲効率等の情報を収集し、学識経験者による意見

を聴取し、最終的な事業評価を実施する。

## (鹿児島県)

- ・糞粒調査による生息密度の推定
- ・農林業被害額の収集による、被害状況の評価
- ・センサーカメラによる撮影頻度調査

上記のデータに加え,捕獲効率等の情報や他機関で実施されている植生調査のデータを収集し,検討委員会の場で学識経験者へ意見を聴取し,最終的な事業評価を実施する。

(注) 実施地域において捕獲等が適切に実施されたかの確認及び目標(被害軽減や密度低減等) への効果を測る方法を記載すること(例:①下層植生の被度、②指定種の被度や個体数、③保全対象種の被度や個体数、④低嗜好性植物の割合、⑤ブラウジングラインの形成、⑥土壌流出、⑦事業区域内の植生被害状況の写真等を比較する等。)。そのために、どのような捕獲情報や被害・密度指標等を収集するのか記載し、整理、分析評価をどのように行い、各種計画(本計画や第二種特定鳥獣管理計画等)等へどのように反映するのかを記載する。なお、事業効果の比較は同じ場所・季節に行うことが望ましく、当該年度内での事業実施後の効果の確認が難しい場合は、次年度の実施とする旨記載すること。

#### 10 その他

## ○関係機関との調整

広域捕獲の計画策定に当たっては、環境省が主催の「霧島錦江湾国立公園(霧島地域)ニホンジカ対策に関する意見交換会」において、環境省や林野庁、関係市町村と意見交換を行い、関係者の 意見を踏まえて広域捕獲計画を策定した。

※環境省及び林野庁 , 関係市町村から広域捕獲の実施に当たっては賛同を得ている。

○豚熱ウイルス蔓延防止のための対策等について

宮崎県県西地域において、野生イノシシによる豚熱ウイルスの感染が確認されていることから、当該事業におけるウイルス蔓延防止のため、捕獲後の個体の処理方法に関して、実施事業者や関係機関との十分な協議を行うとともに、捕獲作業中及び作業後の消毒の実施などを徹底する。

(注) 1~9の項目以外に追加する項目がある場合は、10以降に追加して記載する。

